

平成19年 市町村民税・県民税 税法改正について

○平成19年より税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「なぜ変わるの？」

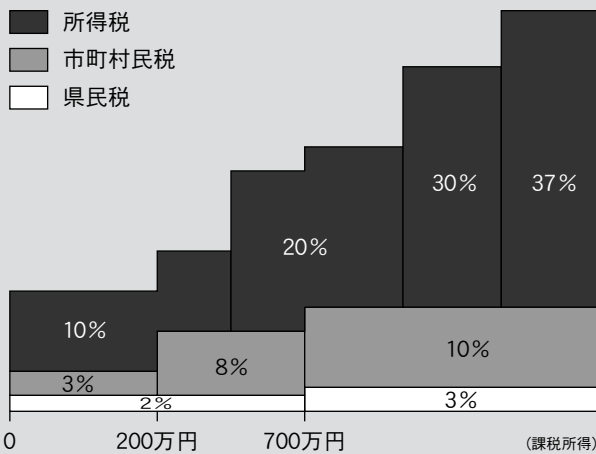
「地方でできることは地方に」という方針のもと「三位一体改革」が進められていますが、今回の税源移譲では、所得税(国税)と、住民税(地方税)の税率を変えることにより、国の税収が減りその分地方の税収が増えることとなります。これにより、約3兆円の税源移譲をすることとなります。

「どのように変わるの？」

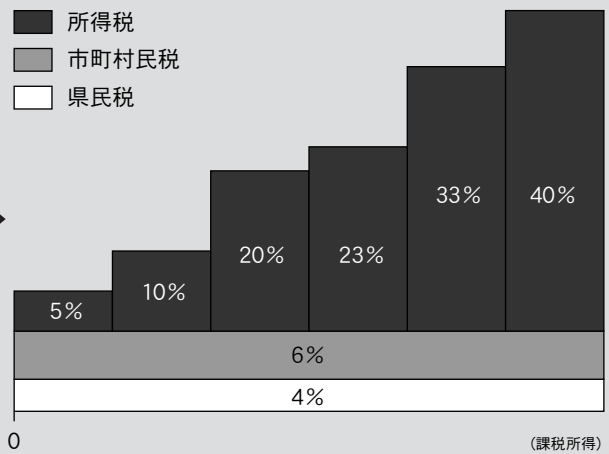
住民税所得割の税率は従来3段階(200万以下、200～700万以下、700万超)に分かれていました。これを今回、所得の多い少ないに係わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

【税源移譲のイメージ】

移譲前



移譲後



★税源移譲により、住民税と所得税を合わせた全体の税負担が変わることは、基本的にはありません。但し、定率減税の廃止や収入の増減などにより、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

【モデルケース 税源移譲による負担変動（年税額）】

● 独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位：円)			→	税源移譲前(単位：円)			→	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	→	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0円

● 夫婦+子供2人の場合 ※夫婦+子供2人の場合、子供の内1人は特定扶養親族に該当するものとしています。

給与収入	税源移譲前(単位：円)			→	税源移譲前(単位：円)			→	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	→	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円

■ 問い合わせ 八重瀬町役場税務課 TEL 998-9593

ごみの減量にご協力を！ 家庭でできる **ごみ減量作戦!!**

八重瀬町ではごみの減量化を推進するべく下記のことについて町民の皆様のご協力をお願いいたしております。小さなことでも町民全体で取り組めば、とても大きな力となります。

【八重瀬町の人口と世帯数】

■人口：約26,500人 ■世帯数：約8,800世帯

※燃やせるごみの約30パーセントは生ごみです

①生ごみを出すときに台所でキュッと水切りをする。(−15g)

15g × 8,800世帯 × 365日 = 48トン / 年間の削減

※燃やせるごみの約40パーセントは紙ごみです。

②1日30グラム(ティッシュ1箱ほど)を分別する。

30g × 8,800世帯 × 365日 = 96トン / 年間の削減

③詰め替え用商品を使う

ボトル70g × 年6回購入 × 8,800世帯 = 3.7トン / 年間の削減

④生ごみを減らそう！

・食べる分だけつくる。買いすぎて冷蔵庫で腐らせない。

・堆肥化して活用する。

1日にお茶わん1杯分の生ごみ(100g)の減量
100g × 26,500人 × 365日 = 967トン / 年間の削減

⑤いらぬレジ袋は断りましょう

1日1枚(3g) × 26,500人 × 365日 = 29トン / 年間の削減

・マイバッグ持参。いらぬスプーンや割り箸も断る。

割り箸(5g)として1日1回使用をやめると

5g × 26,500人 × 365日 = 48トン / 年間の削減

◎生ごみ減量のため、生ごみ処理機・容器の購入補助を行っています

・電気式処理機 購入額の1/2補助(上限額3万円)

・処理容器 購入額の1/2補助(上限額5千円)

※購入前に申請する必要があります。

問い合わせ 環境保健課998-8203

在日外国人犯罪・不法滞在・不法就労の防止にご協力を 在日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動月間

■運動期間：6月1日～6月30日まで


不法滞在とは、日本に不法に入国したり日本に滞在できる期間を超えて滞在する外国人のことです。
不法就労とは、不法滞在者が働いてお金を稼いだり働くことが認められていない外国人が違法に働いてお金を稼ぐことです。

あなたの周りに不審な外国人は、いませんか？ 皆さんの情報提供をよろしくお願いします。


■問い合わせ 糸満警察署 TEL 995-0110

守りましょう。電波のルール。

○新たに無線局を開設するためには、免許が必要です。

○無線機をお求めの際は、 (技適マーク)を確認してください。

電波利用保護旬間 (平成19年6月1日～10日)

電波に関する相談は、 総務省 沖縄総合通信事務所へ

不法無線局、混信、妨害 (098)865-2308 電波利用料に関すること (098)865-2303
テレビやラジオの受信障害 (098)865-2307 その他行政相談 (098)865-2390

